

平成19年 6 月28日

株 主 各 位

東京都調布市国領町 8 丁目 2 番地の 1

**JUKI 株式会社**

取締役社長 中 村 和 之

## 第92回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第92回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

### 記

- 報告事項 1. 第92期（平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期（平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の配当の件
- 本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
第1章 総 則 (公告方法) 第5条 当社の公告は、日本 経済新聞に掲載する方 法により行う。	第1章 総 則 (公告方法) 第5条 当社の公告は、 <u>電子</u> <u>公告とする。ただし、</u> <u>事故その他のやむを得</u> <u>ない事由が生じたとき</u> <u>は日本経済新聞に掲載</u> <u>して行う。</u>
第4章 取締役および取締役会 (取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任 後 <u>2</u> 年以内に終了する 事業年度のうち最終の ものに関する定時株主 総会終結の時までとす る。	第4章 取締役および取締役会 (取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任 後 <u>1</u> 年以内に終了する 事業年度のうち最終の ものに関する定時株主 総会終結の時までとす る。
第5章 監査役および監査役会 (新設)	第5章 監査役および監査役会 ( <u>社外監査役の責任限定契約</u> ) 第43条 <u>当社は、会社法第</u> <u>427条第1項の規定に</u> <u>より、社外監査役との</u> <u>間で会社法第423条第</u> <u>1項の賠償責任を限定</u> <u>する契約を締結するこ</u> <u>とができる。ただし、</u> <u>当該契約に基づく責任</u> <u>の限度額は法令の規定</u> <u>する最低責任限度額と</u> <u>する。</u>
第6章 計 算 第43条 ~ 第46条 (条文省略) (新設)	第6章 計 算 第44条 ~ 第47条 (現行どおり) 附 則 <u>第23条の規定にかかわ</u> <u>らず平成18年6月29日</u> <u>開催の定時株主総会に</u> <u>おいて選任された取締</u> <u>役の任期は従前の任期</u> <u>とする。</u> <u>この附則は前項に該当</u> <u>する取締役の全員の任</u> <u>期が満了したときは削</u> <u>除する。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役  
役に山岡建夫、中村和之、三宅智久、河野  
広志、藤田正邦、永嶋弘和の6氏が再選さ  
れ、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支  
給の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第5号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

以上

---

## 第92期期末配当金のお支払いについて

本株主総会の決議に基づき、第92期期末配当金は1株につき7円に決定いたしましたので、次のいずれかの方法によりお支払い申し上げます。

- ・ 郵便振替支払通知書によりお受け取りの方は、同封の「郵便振替支払通知書」裏面記載の支払方法をご高覧のうえ、最寄の郵便局において、払渡期間内（平成19年6月29日から平成19年7月30日まで）にお受け取りください。この「郵便振替支払通知書」により、お取引の銀行預金口座、郵便貯金口座へのご入金もできます。
- ・ 銀行振込をご指定の方は、同封の「配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」をご確認くださるようお願い申し上げます。